【平成30年度版】

【申請者用】

「奨学のための給付金」対象確認シート（国公立学校用）

保護者等の居住地は兵庫県内ですか？
（平成26年4月1日以降に入学した生徒が、平成30年7月1日現在、学校に在籍している世帯が対象です。）

- はい → 平成30年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？
- いいえ → 居住地の都道府県にお問合わせください

平成30年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

- はい → 申請区分①
- いいえ → 保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（0円）ですか？

保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（0円）ですか？
※ 配偶者控除の対象であっても、両親の課税証明書等が必要です（就学支援金制度とは取り扱いが異なります）。
※ 課税日時点で海外に在住していることにより課税証明書が取得できない場合、制度対象外です。

- はい → 通信制の高校生等はいますか？
- いいえ → 制度対象外です

通信制の高校生等はいますか？

- はい → 申請区分③ 申請区分④
- いいえ → 生徒本人以外に、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている者がいますか？（高校生の兄弟姉妹を除く）

生徒本人以外に、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている者がいますか？（高校生の兄弟姉妹を除く）

- はい → 申請区分⑤
- いいえ → 複数の高校生等がいますか？

複数の高校生等がいますか？

- はい → 申請区分② 申請区分④
- いいえ → 申請区分②

申請区分①	申請区分③ 申請区分④	申請区分⑤	申請区分② 申請区分④	申請区分②
「生活保護（生業扶助）受給世帯」 32,300円が支給されます。	「非課税世帯」 通信制の高校生等には36,500円が、その他に通信制以外の高校に通う生徒等がいれば、その者には129,700円が支給されます。	「非課税世帯」 129,700円が支給されます。	「非課税世帯」 1人目の高校生等には80,800円が、2人目以降の高校生等には129,700円が支給されます。	「非課税世帯」 80,800円が支給されます。
→提出書類1へ	**通信制 →提出書類2へ その他 →提出書類3へ**	**→提出書類3へ**	**1人目 →提出書類2へ 2人目以降 →提出書類3へ**	**→提出書類2へ**

提出書類1

- ○ 奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ○ 生活保護（生業扶助）受給証明書
  ※7月1日以降発行のもの

提出書類2

- ○ 奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ○ 課税証明書等
  ※保護者等全員分の証明書が必要
- ○ 生徒本人の健康保険証（写）
  ※国民健康保険の場合は、扶養申立書（様式4）も提出

提出書類3

- ○ 奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ○ 課税証明書等
  ※保護者等全員分の証明書が必要
- ○ 生徒本人の健康保険証（写）
  ※国民健康保険の場合は、扶養申立書（様式4）も提出
- ○ 兄弟姉妹の奨学給付金申請書（写）
  ※兄弟姉妹も給付金を申請している場合に添付
- ○ 兄弟姉妹の健康保険証（写）
  ※国民健康保険の場合は、扶養申立書（様式4）も提出

【留意事項】
生徒が県外の高等学校等に在学する場合は、在学証明書、住民票記載事項証明書が必要となります。
また、学校徴収金との相殺を希望する場合は、委任状（様式7）が必要となります。
「平成30年度奨学のための給付金のご案内（国立・公立）」をあわせてご参照ください。